

国 税 庁 提 出 資 料

平成 26 年 6 月 27 日

国税庁における酒類の表示の適正化に関する取組

- 国税当局においては、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査（表示事項確認調査）を実施している。
- また、酒類を小売販売場から買い上げ、安全性、品質、表示事項及び成分等について、理化学分析等による調査（市販酒買上げ調査）を実施しており、酒類の表示に疑義が認められた場合には、表示事項確認調査などにより表示の適正化に取り組んでいる。
- 酒類の表示に問題が認められた場合には、別紙のフローチャートに沿って表示の適正化を図っている。

（参 考）

【酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数】

（単位：件）

事務年度 （7月1日～6月30日）	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
調査実施件数	1,322	1,170	930	914	908

（出典）平成24事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書

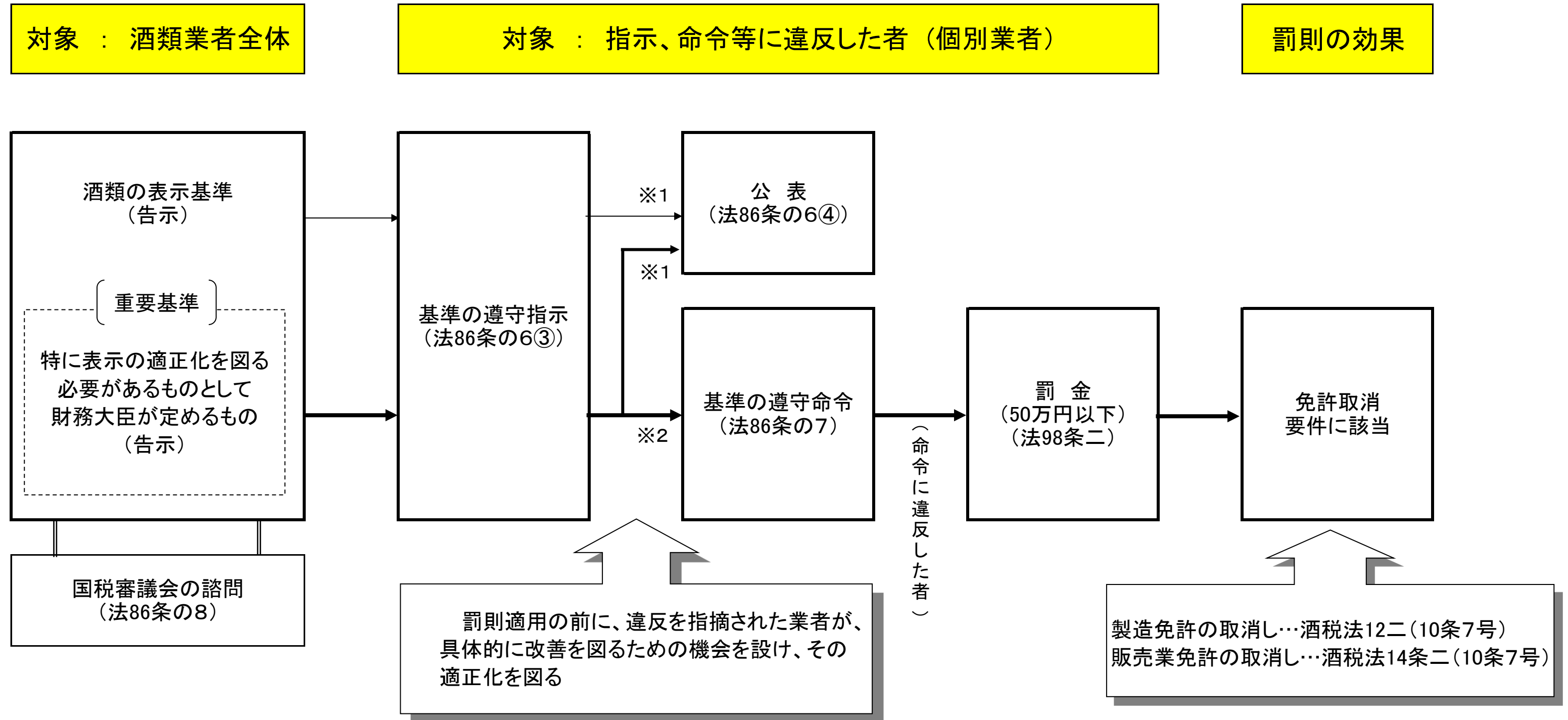
【市販酒類買上げ調査件数】

（単位：件）

会計年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
調査件数	3,260	3,406	3,273	3,266	3,056

（出典）平成24事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書

酒類の表示の基準を遵守していない場合の措置



※1 法第86条の6③の規定による指示に従わなかった場合、その旨を公表することができる。

※2 更に、遵守しなかった表示の基準が、財務大臣が定める重要基準に該当する場合、基準を守るべき旨を命令することができる。

※3 法とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)を指す。

○ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（抄）

（酒類の品目等の表示義務）

第八十六条の五 酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒類の品目その他の政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で、その製造場から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八条第一項、第二十八条の三第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。

（酒類の表示の基準）

第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

4 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

（酒類の表示に関する命令）

第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかった場合において、その遵守しなかつた表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの（以下「重要基準」という。）に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十六条の五の規定に違反した者

二 第八十六条の七の規定による命令に違反した者

二の二・三 （省略）